

## 湯浅町水道事業基本計画と経営戦略を策定しました

### 基本計画の内容

湯浅町水道事業は、昭和52年に民間会社から事業を引き継ぎ、43年が経過しました。水道管や施設には創設当時から使用しているものもあり、老朽化が進んでいます。

「基本計画」では、水道管や各施設について、現在の施設基準や将来の需要量に適合するものに更新（又は統合）するための基本方針を定め、更新計画を策定しました。

### 経営戦略の内容

湯浅町水道事業の経営環境は、水道使用者の減少に伴う収益の減少、施設老朽化による修繕費用の増加など厳しさを増しています。今後は、限られた財源の中で「基本計画」に定めた更新事業を実施していくこととなります。

「経営戦略」においては、更新事業を実施する場合の財政的なシミュレーションを行い、生じた資金不足等についてその解消方法を検討し、今後の基本的な経営方針について決めました。

### 今後の経営方針

水道管や施設の更新には、長期間にわたり多大な費用が必要となります。

生活に欠かすことのできない水道水を、住民の皆様が安心して利用していただけるよう、水道事業には安定した事業運営が求められます。

更新事業の精度向上や水源開発による費用の削減など支出の見直しはもちろん、国交付金や起債の活用、料金改定等新たな財源確保に努めることを今後の経営の基本方針として決めました。

なお、料金改定については、住民の皆様への生活に直結する大きな問題であるため、ご意見をいただくための審議会を立ち上げ、協議をしていきます。この審議会で、料金改定を含むこれからの事業運営の在り方について検討していきます。

## 水道事務所からのお知らせ

水道から濁り水が出たときは



### 水道の検針にご協力を

老朽化した水道管の破損や水道工事による断水、火事等による消火栓の使用等により、水道管内の水圧・水流が急激に変わったことよって、水道管内の鉄さびなどが水道水に混じり濁り水（赤水）が発生する場合があります。

水道の使用量を確認するために、毎月検針員が量水器（水道メーター）の検針に伺います。円滑に検針を行うため、次のことにご協力をお願いします。

- ・濁り水を確認されたときは、飲用を止めて、浄水器を避けて、蛇口からしばらく水を出し、きれいになったことを確認してからご使用ください。
- ・濁り水が長時間続くようであれば、湯浅町水道事務所までご連絡をお願いします。
- ・メーターBOXの上に乗る植木鉢等の物を置かないでください。
- ・犬等の動物は、出入口やメーターBOXから離して繋いでください。
- ・メーターBOXの中は、いつも清潔にしてください。

## 子どもの相談室を開設いたします



新型コロナウイルス感染症防止………  
疲れたなあ………  
気持ちがあ前向きになれなくて………  
不安に押しつぶされそう………

### 受付時間

毎週水曜日 9時～12時

### 場所・お問合せ

健康推進課保健子ども係（9番窓口）

☎66・3008

※記載の日程以外をご希望の方は、ご連絡ください

## 湯浅町立地適正化計画変更案の住民意見募集、湯浅都市計画道路都市計画案の縦覧を実施します

▲縦覧及び資料閲覧場所・提出先・問合せ先  
産業建設課管理係（18番窓口） ☎64・1124

### 湯浅町立地適正化計画変更案

■資料閲覧・意見募集期間

7月13日（火）～7月26日（月）

8時30分～17時15分  
※土、日、祝は除く

### 湯浅都市計画道路都市計画案

■都市計画道路の名称

湯浅都市計画道路田吉川線

■縦覧・意見書提出期間

7月27日（火）～8月10日（火）

8時30分～17時15分  
※土、日、祝は除く

※詳細は、湯浅町ホームページをご覧ください。



## 不法投棄はやめましょう

☎64・1102

ごみの不法投棄対策として監視カメラの設置及び監視パトロールを実施し、不法投棄の量は減りましたが、依然として不法投棄が無くなっていません。そのため和歌山県では、小型監視カメラを導入して不法投棄対策を強化しています。

町内では、数ヶ所に小型監視カメラを設置すると共に重点的にパトロールを行い監視を強化しています。

監視カメラで得た情報は、不法投棄の抑止、発見した場合の指導等の徹底を目的としたもので、それ以外に用いることはありません。今後も監視体制や啓発、関係機関との連携を強化し、不法投棄の防止に取り組みます。

